

(議事録審査報告書) 別添参照

まず本会審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りまして、
とう、新中における報酬の資料提出について委員より要望があり、資料提出を
受け審査を行い、理事者より、今改正により新中の中で団長、副団長、分団長、副
分団長、部長、班長、団員が一位より四位の中に入っている。なか班長、団員については
青梅中と同額となっている。また、今まで低かった副分団長、部長は職改正の考えを
もって若干上げ幅を調整しているとの答弁がありました。

また委員より、二十四時間態勢で市民の安全のため働いていることも考え、いさ
し改正時期を考えたかどうか。また委員より、今回、別表第二の改正はないが、出勤
手当は種別による差をつけてはどうか。また他中の状況についての質疑があり、理事
者より、近隣では東大和市が火災出勤二千二百円、警戒出勤二千円。東大留米
中は火災出勤三千五百円、警戒訓練出勤二千五百円となっているとの答弁があり、
また委員より、今後改正の際は別表第一、第二とも改正されるよう要望があり、
その後お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定し
た次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査
報告とさせていただきます。

○議長(森田右男君)

以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君)

以上で質疑を終わります。

これより議事第三十六号について採決いたします。

本会に対しする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君)

御異議なしと認めます。

よって議事第三十六号は、

委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田右男君)

この際、日程第十及び日程第十一の二会を一括して上程いたし

ます。

日程第十議案第三十七号 福生市立学校施設等整備基金条例
日程第十一議案第三十八号 福生市郡市施設整備基金条例の一部を改正

する条例

の二案を一括して議題といたします。

本二案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がござりましたので、議案第三十七号及び議案第三十八号につきまして一括して審査をいたしました関係上、審査の報告につきましては一括して御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査の報告書の朗読につきましては省略をさせていただき、

(議案審査報告書) 別添参照

まず本二案につきまして内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市立の学校施設等整備基金条例の第六条関係で、西口開発に向けて第一小学校の移転という考え方が検討という形で出てきているが、当市の展望として、第八小学校が児童数の増加が当分ないということから、八小用地に第一小学校を移すというところが、六条の新設に当たるかどうか、そして、それが可能なかどうか、確認としておきたいとの質疑に対し、第六条第二項に定めてある校舎、屋内運動場、給食施設等の新設という部分で対応ができるというところの答弁がありました。

また委員より、今回の基金条例で特に第二條第二項が新しく入ってきたが、ここだけ特に規定をしたという理由は、ほかの基金条例の中ではない理由について伺いたいとの質疑に対し、第二項の関係で、確かにほかの基金条例との関係で出てくるところもある。この学校施設等整備基金の第二條第二項については、寄附金を当該年度より充てるというケースが基本的なところで予測されているので、この項を入れておきたいというわけであるが、例えば育英資金の基金条例等とは同じケースも考えられるので、他の基金の条文の整理の関係については研究をさせていただきたいと思っておりますとの答弁がありました。

なお委員より、第三十七条の関係で、第二条の宅地開発指導要綱は昭和五十八年四月一日決定とあるが、これ以前から当市にはあったと思いが、どうかとの質疑に対し、五十八年四月一日というのは現行の宅地開発指導要綱の中身が決められている段階であり、それに基いてそこに入っている等の答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、議案第三十七号及び第三十八号はともに全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会へ報告となり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長へ報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより本二案について個別に採決いたします。

まず議案第三十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長へ報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十七号は、委員長へ報告のとおり可決されました。

次に議案第三十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長へ報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十八号は、委員長へ報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(森田治男君) これより一時まで休憩いたします。

午前十一時四十八分 休憩

午後一時八分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十二議案第三十九号 昭和六十一年度福玉市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告をお願いします。まず総務委員長 井上寅吉君。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、議案第三十九号中総務委員会所管分につきまして、委員会に依りて審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元へ御配付の審査報告書の朗読につきましては省略とさせていただきます。(議案審査報告書) 別添参照

まず歳入全般につきまして内容説明を受けた後、質疑に入りましたが、歳入につきましては、質疑もございませんでしたので、続いて歳出中総務委員会所管分について内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、教育相談の直通電話が入った後における相談件数について伺いたいとの質疑に対し、前年度の相談件数は七件であったのに対し、直通電話が入った四月六日以降五月まで三十八件の相談が入っているとの答弁がなされました。

また委員より、入件費で給料が減れば、共済組合費も減ると思われるが、その点にかなりのばらつきがある理由は何かとの質疑に対し、共済組合負担金が〇・二%上がったことが原因で、給料が下がっても共済組合費がふえているものであるとの答弁がなされました。

なお、委員より、備品購入のオフセット印刷機が補正で組まれたことと設置場所について伺いたいとの質疑に対し、はコミニティー助成事業と決定されたのは五月であり、ここで補正するもので、市民会館の膳子ファクシミリが老朽化したための買いかえのものであるとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、賛成できぬとの声もありましたので、起立によって採決いたしましたところ、賛成者の起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会の報告とおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 次に建設委員長 木村徳藏君。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので議案第三十九号中建設委員会所管分につき審査報告をさせていたいただきます。

なか、お手元に御取付の審査報告書目の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず審査に当たり建設委員会所管分について理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、南公園の芝張り工事と南公園水洗便所新設工事については、なび当初予算に計上しなかったなどの質疑があり、理事者より、南公園の芝張り工事は宝くじの収益による東京都からの補助金充当で、五十八年から六十年までの街路樹の植栽事業が完了した後、新しい計画が持てなつたが、本年三月下旬、急遽東京都より補助の内示があり、四月十五日にヒマリングが行われ、調整の結果、この芝張りとその周囲の植栽ということに決定した。

また水洗便所工事については、南公園以外はすべて水洗化が整い、南公園についても

水洗便所の設置場所を検討していたが、なかなか建設省の許可がおりず睦橋側ののり面を利用してつくるということでようやく調整ができました。

こういった事情がありどちらも当初予算には計上できず今回の補正で計上したとの答弁がありました。

さらに委員より、既設のトイレ水洗化はできないなどの質疑があり、理事者より既設のトイレの場所は河川敷で、ここの水洗便所設置は建設省の許可もありずまた市下水道計画にも入っていないためできない。水洗便所が完成しても当分の間今のくみ取り便所を利用したいとの答弁がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく本案を原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 次に厚生委員長 赤星行人君。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので議案第三十九号について当委員会所管分の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元へ御配付されております。審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事審査報告書) 別添参照

まず本審査直に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りまして、  
たところ、委員より、無人駅でもトイレがあるのが当然で国鉄がつくべきだと思う  
が、どうかとの質疑に対し、理事者より、国鉄側は無人化でも現在の駅舎のトイレ  
の使用を認めるが、暗い位置にあり女性の利用の面から危険性もあり駅利用者  
及び近隣の利用者に供することから公衆便所を新設するものである旨答弁  
がなされ、委員より、国鉄で設置すべきなのであらうと国鉄に申し入れを要望する。  
また委員より、れんげ作業所の賃金は幾らか。また、パートについては正規職員  
と同様それ以上の仕事をしていう場合もあるが、パートの見直しについてどうように考  
えているかとの質疑がなされ、理事者より、現在職員数を制限し外部よりベテ  
ランの専門的な人をパートでお願いし効率的にやっていく方針であり、当面現状の  
方法でいきたい旨答弁がなされました。

また委員より、交通安全フィルム二本の利用方法について質疑がなされ、理事者

より、幼児から小学校低学年の安全教育に使いたい。また貸し出しについては購入  
次第PRし利用を図りたいとの答弁がなされました。

また委員より、健康センターの申し込み手続の簡素化ががん検診で行われるが、  
そのほか簡素化できるものはないかとの質疑がなされ、理事者より、他の検診は申  
し込みのときに器具を持参するので現段階では胃がん検診のみとの答弁がなされた後  
お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第  
であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げ、審査  
報告とさせていただきます。

○議長(森田右男君) 以上で各委員長報告は終了しました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君) 以上で質疑を終了します。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従いまして、最初に反対者から

発言を願います。反対者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第三十九号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算第一号について反対討論を行います。

本補正予算は、たゞ消費税の増定増、議員、市長等の報酬給料の引き上げ、職員入件費増などが主たるものとなっております。

私は、この補正予算第一号についてすべて反対をするものではありませんが、たゞ消費税の増は国庫補助率の引き下げによりたゞ値上げし、その肩がわりをたゞ消費税に負担させるためによる増定増で市民にばかり押しつけるもの、増置に反対するものです。また議員、市長等、教育長の報酬給料の引き上げは議案第三十九号、第三十一号の反対討論で述べたように当然反対するものです。

非常勤の特別職の報酬や職員入件費、公衆便所設置等予算について反対するものではありませんが、今述べたようにたゞ値上げによるたゞ消費税の増定増や報酬給料等の引き上げが予算化されており、本補正予算第一号について反対するものです。

以上、簡単ですが、私の反対討論といたします。

○議長(森田治男君) 次に賛成者、九番上野重勝君。

(九番 上野重勝君登壇)

○九番(上野重勝君) 御指名をいただきましたので議案第三十九号に対する賛成討論

を行います。

本予算案は税法改正に伴いますたゞ消費税の増加分三千四百余万円、そのほか先ほど議決いただきました学校施設等整備基金に基きます新しい基金の設置に伴う振り込み財源四億八百三十八万四千円、その他先ほど委員長から報告がありましたように若干の事業費を含むものでございまして、そのほかには、これもたゞ各事例の議決をいただきましたように特別職の報酬の改定であり、あるいはまた職員の人事異動に伴う入件費の組み込み等ございまして、真に当面やむを得ない予算を計上したものであり、ことに要する予算であると判断をいたしますので私は賛成とするものでございします。

どうか御賛同いただきますして、原案どおり可決いただきますようにお願いを申し上げます。賛成討論といたします。終わります。

○議長(森田治男君) 以上で討論を終わります。

これより議案第三十九号について起立により採決いたします。

本堂に於ける各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本堂は、各委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よって議案第三十九号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第十三議案第四十号 昭和六十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本堂に於ける各委員長の報告は可決であります。

よって議案第四十号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がござりましたので議案第四十号について

して審査報告をさせていただきます。

なお、お手元へ御配付の審査報告書の内容の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本堂審査に当たって理事者より、本補正予算歳入歳出の総額と歳入歳出のれがれ百三十万円の追加し、歳入歳出予算の総額と歳入歳出のれがれ十五億五千三百六十万二千円と定める旨等の説明の後、質疑に入りましてところ全員異議なく本堂は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に於ける質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十号について採決いたします。

本堂に於ける各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本委員は、委員長の報告のとおり決することと、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十一号は、委員長  
の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第十四議案第四十一号昭和六十二年度福生市老人保健  
医療特別会計補正予算(第一号)と議題といたします。

本委員については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告  
を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、議案第四十一号について審  
査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本委員審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りましたこと  
ろ、委員より、国庫支出金精算返還金は阿佐留病院で不正請求があったことに  
よるといふが、なぜ、このようなことが起きたかとの質疑に対し、答弁として、家政婦紹介  
所から派遣された付添看護料においてその指導監督の際、家政婦協会から出勤  
簿の照合で公休日で休むという病院に来ていた形となっていたことが発見されたため  
ある旨答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきもの  
と決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告により御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告  
をさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第四十一号について採決いたします。

本委員に付する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本委員は、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議事録第四十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第十五議事録第四十二号 昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本委員については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願うわけですが、本委員審査に当たっては委員会当日、委員長が病氣により早退いたしましたので、副委員長が委員会を主催してありますので、委員長にかわって副委員長から報告を願います。

(建設副委員長 堀川 實君登壇)

○建設副委員長(堀川 實君) それでは御指名がございましたので、委員長にかわって議事録第四十二号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

り、お手元に御取付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事録審査報告書) 別添参照

本委員審査に当たって理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、管渠費については西住宅地区周辺排水路新設工事負担金一万二千円の補正ということだが、この内容は人件費のかたが質疑があり、理事者より、西住宅地区周辺排水路は福生、羽村、瑞穂で分担金を出している一般会計補正第一号の西住宅地区周辺排水路費の方に給与改定に伴う一万五千円の補正があります。そのうち八二・四六％を福生市が負担するということと下水道事業会計の方から出すという仕組みになっていると答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく本委員と原案とあり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で副委員長長の報告は終りました。

これより副委員長長の報告に代る質疑を行います。